

特集 「家庭用品」

有害物質を含有する家庭用品の規制について

長野県健康福祉部薬事管理課 山崎 光隆

家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和48年法律第112号）に基づき有害物質の指定、規制基準の設定が行われ、家庭用品の安全性の確保が図られています。

1 本法の家庭用品の定義

衣料等の繊維製品、家庭用洗浄剤など日常生活で使用される生活用品が該当しますが、食品、医薬品、化粧品、医療機器など他法令で安全対策がとられているものは除きます。

2 規制の概要

家庭用品に含有される化学物質によって健康被害が発生することがあるため、厚生労働省令で、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、この家庭用品に含まれる有害な化学物質の含有量等の安全基準を定めており、現在は、20物質が規制対象とされています。

また、酸・アルカリを含有する家庭用等の洗浄剤（劇物を除く）については、漏水試験や落下試験等も実施して安全性を確認しています。

3 全国の試買検査状況

都道府県、政令市、特別区では、家庭用品の試買検査を行っています。平成25年度の検査件数は10,793件、違反件数は19件でした。赤ちゃんの衣類等からホルムアルデヒドが検出される違反事例が多くみられ、違反全体の79%を占めています。

違反が発見された場合には、直ちに家庭用品衛生監視員が事業者への立入調査を実施し、健康被害発生の確認、違反品の回収指示等を行うことにより健康被害拡大防止を図っています。

4 新たな規制

アゾ化合物（化学的変化により容易に特定芳香族アミン（24物質）を生成するものに限る）が、新たな有害物質として平成28年4月1日から規制されることになりました。

アゾ化合物は、皮膚表面等で分解されて、発がん性又はそのおそれが指摘されている特定芳香族アミンを生ずるとされており、EU等では既に使用が禁止されています。

《規制対象家庭用品》

- アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、下着、手袋等
- アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品のうち、下着、手袋、帽子、床敷物等

《基準値》

アゾ化合物の特定芳香族アミンとしての含有量が $30\text{ }\mu\text{g/g}$ 以下

5 今後の取り組み

家庭用品の安全性の確保を図るために、当県でも引き続き試買検査に取り組んでまいります。

また、新たに規制されるアゾ化合物についても、試買検査の実施に向けて体制を整えていくことにしています。

表 規制対象物質の概要

規制対象物質	主な健康被害	規制対象家庭用品
ホルムアルデヒド	粘膜刺激、皮膚アレルギー	おしめ、下着、衣類、寝具等
ディルドリン	肝臓・中枢神経障害	
DTTB	肝臓・生殖器障害等	下着、衣類、寝具、床敷物等
有機水銀化合物	中枢神経・皮膚障害	
トリフェニル錫化合物	経皮・経口急性毒性、皮膚刺激性	おしめ、下着、手袋、靴下、衛生パンツ等
トリプチル錫化合物		
APO	経皮・経口急性毒性、造血障害等	
TDBPP	発癌性	ねまき、寝具、床敷物、カーテン等
BDBPP		
塩化ビニル	発癌性	
メタノール	視神経障害	家庭用エアゾル製品
テトラクロロエチレン	肝臓・腎臓・中枢神経障害	
トリクロロエチレン	肝臓・腎臓・中枢神経・皮膚障害	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤
塩化水素	皮膚・粘膜障害	住宅用洗浄剤
硫酸		
水酸化ナトリウム		家庭用洗浄剤
水酸化カリウム		
ジベンゾ[a、h] アントラセン	発癌性	
ベンゾ[a] アントラセン		クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤、木材防虫剤等
ベンゾ[a] ピレン		

酸・アルカリを含む洗浄剤

家庭で用いる様々な洗浄剤の中には、塩酸や硫酸を含む酸性の洗浄剤と水酸化カリウムや水酸化ナトリウムを含むアルカリ性の洗浄剤があります。

酸性の製品は水酸化ナトリウムによる滴定により、また、アルカリ性の製品は塩酸による滴定により、それぞれ含まれている酸及びアルカリの量を測定して劇物（注）に該当しないか確認しています。

また、酸・アルカリを含む洗浄剤は、容器の破損等により内容物がこぼれ、人体等に被害を及ぼさないように容器の強度が設定されており、容器試験を行っています（表）。

有害なガスが発生する場合があるので、違う種類の洗浄剤は同時に使用せず、室内で使用する場合は換気を行い、使用上の注意をよく読み、使用してください。

（曾根三千代 kanken-shokuhin@pref.nagano.lg.jp）

表 容器試験の基準

試験法	基 準
漏水試験	倒立して 24 時間放置するとき、漏れがないこと。
落下試験	120cm の高さからコンクリート面上に落下させたとき、破損、漏れがないこと。
耐酸性試験 耐アルカリ性試験	20 ± 5 °C で 30 日間放置後、落下試験を行うとき、破損、漏れがないこと。
圧縮変形試験	20 ± 2 °C の恒温水槽に 30 分間浸した後、1kg の荷重を加えて静かに圧縮したとき、変形の程度が基準の範囲であること。

（注）10% を超える塩酸、硫酸を含む洗浄剤と 5 % を超える水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含む洗浄剤は、「毒物及び劇物取締法」の劇物に該当するため、「毒物及び劇物取締法」の規制を受けることになります。